

令和3年の統一に向けて

上下水道料金を改定します

■上下水道をご利用の皆さんへ

現在、各地域ごとに異なっている従量料金を統一するための条例案が、令和2年3月の定例会で可決されました。これにより、令和2年10月1日から上下水道料金が一部改定されます。

令和3年10月からは、市内の従量料金が統一されることとなります。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

☑詳しい地域別の料金表は、挟み込みのチラシをご覧ください。

☑市ホームページにも地域別の料金表および料金早見表を掲載しています。



上下水道料金の使用料金計算方法

今回はこの部分を改定します

$$\text{使用料金} = \text{基本料金} + \text{従量料金}$$

※従量料金とは・・・基本水量を超えた使用量にかかる料金のことです
※別途消費税が加算されます

●これまでの経過

上下水道料金については、旧市町村間の格差の解消を目的として、平成30年度までに基本料金が統一されました。従量料金については、村上市上下水道事業審議会での検討結果を基に、市においてさらに検討を重ね、令和2年10月使用分から従量料金を統一していくこととなりました。

●料金統一の時期と方法

令和2年10月使用分から従量料金を統一していきますが、1年間の激変緩和措置が適用されます。

これは、負担が増加する地域において、急激な料金の増加を緩和するための措置です。料金が減額する地域においては、令和2年10月使用分から統一料金となります。

したがって、令和3年10月使用分から、市内全域の上下水道料金が統一されることとなります。

●問い合わせ

上下水道課業務室 ☎ 66・6190



市HP関連ページ

基本料金の改定はありません。 今回は、従量料金を改定します。



水道料金

■基本料金…水道メーターの口径ごとに料金、基本水量が設定されています。

■従量料金（基本水量を超えた使用量にかかる1㎡当たりの単価）

(税抜き)

現 行 (令和2年9月使用分まで)			激変緩和措置期間 (令和2年10月～令和3年9月使用分)			改定後料金 (令和3年10月使用分以降)	
地 域	使用水量	単価/㎡	地 域	使用水量	単価/㎡	使用水量	単価/㎡
村 上	50㎡まで	125円	村 上	50㎡まで	133円	1㎡当たり	140円
	51㎡から100㎡	130円		51㎡から100㎡	135円		
	101㎡以上	135円		101㎡以上	138円		
荒 川	1㎡当たり	105円	荒 川	1㎡当たり	123円		
神 林	20㎡まで	160円	神 林	1㎡当たり	140円		
	21㎡から50㎡	170円		朝 日	1㎡当たり		
	51㎡以上	180円					
朝 日	1㎡当たり	185円	山 北	1㎡当たり	127円		
山 北	メーター口径						
	13～20mm	100円					
	25～30mm	130円					
	40mm以上	150円					

※温泉旅館用、船舶給水用、公衆浴場用および私設消火栓演習用にて使用された水道料金については、料金の改定はありません

下水道使用料

■基本料金…10㎡まで1,500円（税抜き）です。

■従量料金（基本水量を超えた使用量にかかる1㎡当たりの単価）

(税抜き)

現 行 (令和2年9月使用分まで)			激変緩和措置期間 (令和2年10月～令和3年9月使用分)			改定後料金 (令和3年10月使用分以降)	
地 域	汚水排除量	単価/㎡	地 域	汚水排除量	単価/㎡	汚水排除量	単価/㎡
村 上	11㎡以上	110円	村 上	11㎡以上	139円	11㎡以上	167円
荒 川	11㎡以上	180円	荒 川	11㎡以上	167円		
神 林	11㎡以上	200円	神 林	11㎡以上	167円		
朝 日	11㎡以上	140円	朝 日	11㎡以上	154円		
山 北	11㎡以上	140円	山 北	11㎡以上	154円		

※瀬波分区内の旅館、ホテル、保養所および共同浴場から排水される汚水（特定排水）による下水道使用料については、料金の改定はありません

汚水認定排除量

従量料金の改定に併せて、汚水認定排除量も改定され、令和2年10月使用分以降から世帯員1人当たり8㎡に統一します。

水道水と水道水以外の水を併用した場合は4㎡となります。